

鳥取県防災情報システム点検管理業務委託仕様書

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、鳥取県防災情報システムにおける通信施設及び情報処理施設（以下「システム」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 実施作業

受注者は、契約の履行に当たって業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、特記仕様書に定める履行場所、施設、及び点検周期等に基づき、システムの機能を十分維持するよう実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書において、指示、承諾及び協議の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を指示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
3. 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 調査職員

発注者は業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め受注者に通知するものとする。

第5条 主任技術者

1. 受注者は業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
2. 主任技術者は契約書、設計図書及び特記仕様書に基づき業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
3. 主任技術者は、業務を行ううえで、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

第6条 点検の基準

業務の履行に当たっては、この仕様書、特記仕様書及び「電気通信施設点検基準（案）」によるほか、次の各号に掲げる諸法規を遵守するものとする。

1. 「電波法」及びこれに基づく法令
2. 「電気事業法」及びこれに基づく法令
3. 「電気通信事業法」、「有線電気通信法」及びこれに基づく法令
4. その他関係法令

第7条 実施計画書

受注者は、契約締結後速やかに点検管理業務実施計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受けなければならない。

点検管理業務実施計画書には、契約図書等に基づき下記事項を記入するものとする。

1. 業務計画
 - ア. 概要
 - イ. 業務内容
 - ウ. 工程表
 - エ. 業務方針
2. 点検者等組織表
3. 緊急時の連絡先
4. 安全管理及び実施管理
5. その他

第8条 点検記録

業務実施時には業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。

なお、点検記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとし、書式等は、調査職員の承諾を受けるものとする。

1. 業務履行結果の概要及び所見
2. 点検記録及びデータ
3. 調査職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

第9条 打ち合わせ

主任技術者は、調査職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打ち合わせの際相互に確認するものとする。

第10条 測定機器類等

業務に直接必要な測定器具類等は、受注者の所有するものを使用するものとする。

第11条 貸与品等

1. 業務に直接必要な図書、予備品等は発注者の所有するものを使用できるものとする。
2. 受注者は、前項の規定により発注者の予備品等を使用する場合は、事前に調査職員の承諾を得るものとし、その内容を点検記録簿に記載するものとする。
3. 使用を許可された予備品等に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責において無償修理を行うものとする。

第12条 履行上の責任

業務の履行後生じた不良箇所で、明らかに受注者の責に起因すると認められたものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

第13条 業務の履行

1. 業務実施時は業務の履行に適した服装とし、腕章により身分を明確に表すものとし、常に環境整備等に留意するものとする。

2. 業務の履行に当たっては、システム等の運用停止を伴う作業があるため、点検前にシステム停止工程を提出し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 業務のうち無線通信施設でその内容が電波法及びこれに基づく法令に定める、電波の質に影響を与える作業を行う場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

第14条 業務の一時中止

業務の履行中、調査職員から業務の一時中止の指示を受けた場合は、これに従うものとする。

第15条 臨時の措置

1. 業務の履行中において、システム等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに調査職員に報告しその指示を受けるものとする。
2. システム等に異常が発生した場合は、速やかに臨時対応を行い異常箇所を特定するとともに正常動作になるよう復旧を行うこと。
この場合、現地修理が困難であり、メーカーによる修理対応が必要な場合は、調査職員と連絡をとり指示を受けるとともに障害復旧に関する報告書を速やかに調査職員に提出するものとする。
3. テレメータ観測データは現地観測局より主に無線回線を介し監視装置に収集している。無線回線は外来ノイズ等の影響を受ける場合があり、回線品質が悪化しデータが欠測することがある。
この場合、無線回線及び伝送データの調査を行い、結果を調査職員に報告するものとする。
4. 前項の場合、また調査職員が臨時に業務を指示した場合は、受注者はこれに応ずるものとする。
なお、この場合、受注者の責に帰するものを除き、協議により、契約変更の対象とするものとする。

第16条 提出書類

1. 受注者は、発注者が業務に関する書類を求めた場合、指定期日までに提出しなければならない。
2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

第17条 立会確認

調査職員による業務内容の立会確認を、下記の項目・頻度で行うものとする。

装置名	確認項目	確認時期	確認頻度
テレメータ観測局装置	・ 送信出力 ・ 送信周波数 ・ 区間S／N ・ 観測データ照合 ・ 動作確認(対向試験)	点検時	年1回 (任意の観測局)
直流電源装置	・ 蓄電池内部抵抗	点検時	年1回 (任意の観測局)

雨量計	・ 雨量マス精度	点検時	年 1 回 (任意の観測局)
水位計	・ 比較試験	点検時	年 1 回 (任意の観測局)
光波積雪深計	・ 光量の確認	点検時	年 1 回 (任意の観測局)
温度計	・ 温度計との確認	点検時	年 1 回 (任意の観測局)
耐雷トランス	・ 絶縁抵抗の確認	点検時	年 1 回 (任意の観測局)

第18条 業務完了通知

受注者は、業務が完了したときは、令和 8 年 3 月 2 5 日までに完了した旨を書面で提出しなければならない。

第19条 検査

受注者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合は、主任技術者が立会いのうえ検査を受けるものとする。

第20条 疑義

この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

鳥取県防災情報システム点検管理業務委託特記仕様書

第 1 条 業務の名称

鳥取県防災情報システム点検管理業務委託（中部管内設備）

第 2 条 目的及び適用範囲

1. この特記仕様書は、鳥取県防災情報システムにおける通信施設及び情報処理施設（以下「システム」という。）の点検管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. この特記仕様書は、システムを良好な状態に保持し、十分な機能を確保するために必要な業務における点検整備の基準を示す。
3. この特記仕様書に記載事項以外は、別に定められる「鳥取県防災情報システム点検管理業務委託仕様書」によるものである。

第 3 条 履行場所及び施設等

業務の履行場所及び施設は、鳥取県中部総合事務所設備及び、中継局設備・観測局設備とする。

第 4 条 点検時期等

業務対象となる施設の点検の項目は別表（機器点検内訳表）に示すとおりとし、点検は次表に示す時期までに実施するものとする。

点検区分	点検時期
1 2 ヶ月点検	出水期（6 月 1 0 日）頃までに
6 ヶ月点検（1 回目）	出水期（6 月 1 0 日）頃までに
6 ヶ月点検（2 回目）	出水期後（1 0 月 2 0 日以降）除雪期間までに

第 5 条 点検項目

機器の点検において、同一機器にて、点検者が異なる点検項目がある場合があるので、注意すること。

機器の点検において以下の項目の点検については、保守点検時に特に実施すべき事項を記載する。

1. テレメータ観測装置点検時

テレメータ観測局設備点検では、観測局からの特殊情報（停電情報等）の確認や、欠測時にインターネット上で自動補填される雨量 1 0 分データ等の観測データの確認が必須事項である。

テレメータ観測局設備の点検時には、監視装置とテレメータ観測装置の両装置設置場所に点検員を配置し、観測情報の同時確認（雨量 1 0 分データ等）を実施すること。

テレメータ観測装置より、監視項目に該当する特別情報フラグを疑似発信させて、テレメータ監視装置にて正常に監視できている事を確認し、その結果の画面写真を提出すること。

2. 現地調整の実施

テレメータ監視装置、TM中継局装置、テレメータ観測装置等の無線通信機器及び観測機器について、点検時に異常値が確認された場合には、現地にて復旧できない事象が発生している場合を除き、正常値となるように現地で即時調整を実施すること。

3. テレメータ監視装置点検時

点検時に誤データ配信すると、一般公開配信、メール配信にて警戒情報や水防体制開始の連絡が出てしまうため、これを予防するため点検中は予め休止局設定を行い点検すること。

4. 水位計点検時

水位計点検時には、観測水位値と実測水位値の比較した結果を報告書に添付すること。なお、相違がある場合は実測値に合わせるよう補正值の変更を行い、その値も記入すること。

5. 直流電源装置（TM MSE形等）点検時

①絶縁抵抗の測定、②使用状態の確認、③入出力状態の確認、④正常動作状態の確認、⑤故障動作時の状態確認を点検すること。（※3年毎の点検／前回点検は令和4年度、次回点検は令和7年度（今回））

第6条 調整

他の点検者が関与する機器類の点検については、お互いに調整をとりながら、円滑に業務を実施すること。

第7条 その他

受注者は、システム異常等の緊急時に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

〔個別点検〕7-1-1 テレメータ監視装置

P 21

点検概要		点検周期			備考
テレメータ監視装置		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	表示の確認		○		
2	印字記録確認				
3	各部電圧・電流確認		○		
4	送信出力確認				
5	送信周波数確認				
6	最大周波数偏移確認				
7	スプリアス輻射強度確認				
8	受信入力電力確認				
9	区間S/Nの確認		○		
10	電池の交換			○	
11	システム機能の確認		○		
12	受信データの確認		○		
13	通話機能確認		○		
14	伝搬路の見通し確認				
15	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認				
16	接続部の確認			○	
17	機器本体の清掃等		○		
18	図書類・予備品等の確認			○ ○	図書類の確認 予備品類の確認

〔個別点検〕7-1-7 テレメータ中継局装置(μ-V)

P 22

点検概要		点検周期			備考
TM中継局装置(μ-V)		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	各部電圧・電流確認		○		
2	送信出力確認		○		
3	送信周波数確認		○		
4	最大周波数偏移確認			○	
5	不要輻射強度確認			○	
6	スケルチ感度確認		○		
7	受信入力電力確認		○		
8	区間S/Nの確認				
9	中継制御部動作確認		○		
10	外部入出力部動作確認		○		
11	伝搬路の見通し確認		○		
12	空中線 外観の確認 空中線 給電線の確認 空中線 VSWR確認			○ ○ ○	
13	接続部の確認			○	
14	機器本体の清掃等		○		
15	図書類・予備品等の確認			○ ○	図書類の確認 予備品類の確認

〔個別点検〕7-1-8 テレメータ観測局装置

P 24

点検概要		点検周期			備考
テレメータ観測局装置		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	各部電圧・電流確認		○		
2	送信出力確認		○		
3	送信周波数確認		○		
4	最大周波数偏移確認			○	
5	不要輻射強度確認			○	
6	受信入力電力確認		○		
7	区間S/Nの確認		○		
8	動作確認		○		
9	電池の確認			○	
10	伝搬路の見通し確認		○		
11	空中線 外観の確認 空中線 給電線の確認 空中線 VSWR確認			○ ○ ○	
12	接続部の確認			○	
13	水位計or雨量計等のデータの確認		○ ○		センサー記録計動作の確認 A/D変換器動作確認
14	機器本体の清掃等		○		
15	図書類・予備品等の確認			○ ○	図書類の確認 予備品類の確認

〔個別点検〕7-1-4 テレメータ観測局装置(有線)

P 24

点検概要		点検周期			備考
テレメータ観測局装置(有線)		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	各部電圧・電流確認		○		
2	送信出力確認				
3	送信周波数確認				
4	最大周波数偏移確認				
5	スプリアス輻射強度確認				
6	受信入力電力確認				
7	区間S/Nの確認				
8	動作確認		○		
9	電池の確認				
10	伝搬路の見通し確認				
11	空中線 外観の確認				
11	空中線 給電線の確認				
11	空中線 VSWR確認				
12	接続部の確認			○	
13	水位計or雨量計等のデータの確認		○		センサー記録計動作の確認
14	機器本体の清掃等		○		A/D変換器動作確認
15	図書類・予備品等の確認			○	図書類の確認
				○	予備品類の確認

〔個別点検〕12-4 直流電源装置(TM MSE形等)

P 46

点検概要		点検周期			備考
直流電源装置(TM MSE形等)		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	表示の確認			○	
2	環境の確認			○	
3	内部の確認			○	
4	絶縁抵抗の測定			(○)	
5	使用状態の確認			(○)	
6	入出力状態の確認			(○)	
				○	外観確認
7	蓄電池の確認			○	電圧確認
				○	内部抵抗確認
				○	交換推奨時期の確認
8	動作の確認			(○)	正常動作状態確認
				(○)	故障動作時の状態確認
9	機器本体の清掃等			○	
				○	図書類の確認
10	図書類・予備品等の確認			○	予備品類の確認

※(○)は3年毎点検であり、前回R4年度に実施したため、R7年度は実施する。

〔個別点検〕13-3 無停電電源装置(汎用小容量UPS 20kVA以下)

P 48

点検概要		点検周期			備考
無停電電源装置		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	表示の確認			○	
2	蓄電池の確認			○	
3	ファンの確認			○	
4	機器本体の清掃等			○	
5	図書類・予備品等の確認			○	

〔個別点検〕22-1 雨量計

P 62

点検概要		点検周期			備考
雨量計		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	時計の確認				(地域環境条件考慮)
2	各可動部の確認				
3	パルス積算の確認		○		
4	パルス出力確認		○		
5	BCD出力の確認				
6	雨量マスによる精度の確認		○		
7	自記記録計等の確認				
8	発信器の清浄		○		
9	ヒータの確認		○		
10	絶縁抵抗確認			○	
11	検定有効期間の確認			○	

〔個別点検〕22-3 水位計(水晶式)

P 62

点検概要		点検周期			備考
水位計(水晶式)		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	取付状況		○		(地域環境条件考慮)
2	接続端子部の確認		○		
	記録状況 カートリッジペン		○		
3	記録状況 注油		○		
	記録状況 擬似入力試験		○		
4	動作の確認		○		
5	D・O出力の確認		○		
6	比較試験		○		
7	機器本体の清掃等		○		
8	図書類・予備品の確認			○	

〔個別点検〕22-6 光波積雪深計

P 63

点検概要		点検周期			備考
光波積雪深計		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	測定面積状態の確認			○	
2	測定点(ポイント)の確認			○	
3	センサ取付角度の確認			○	
4	電源・電圧値の確認			○	
5	光量の確認			○	
6	外部出力確認			○	
7	据え付け状態の確認			○	
8	接続部の確認			○	
9	機器本体の清掃等			○	
10	図書類・予備品の確認			○	
				○	図書類の確認 予備品類の確認

〔個別点検〕22-8 温度計(白金抵抗体)

P 63

点検概要		点検周期			備考
温度計		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	時計の確認				(地域環境条件考慮)
2	可動部の確認				
3	通過シェルタファンの確認				
4	記録値の確認				
5	温度計との確認			○	
6	気象検定の確認				
7	据付状態の確認			○	
8	接続部の確認			○	
9	機器本体の清掃等			○	
10	図書類・予備品の確認			○	
				○	図書類の確認 予備品類の確認

〔個別点検〕23-1 耐雷トランス(低圧用)

P 66

点検概要		点検周期			備考
耐雷トランス		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	避雷素子の確認		○		図書類の確認 予備品類の確認
2	絶縁抵抗の確認			○	
3	接続部の確認		○		
4	機器本体の清掃等		○		
5	図書類、予備品等の確認			○	

〔個別点検〕37-1 発動発電機(ディーゼル:10KVA以下)

P 93

点検概要		点検周期			備考
環境点検		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	外観、運転状態の確認		(○)		本体系(ファンベルトセルモータ等)の確認 本体系(燃料油こし器・潤滑油こし器等)の確認 本体系、空気始動系 冷却水系、燃料系、潤滑油系
2	性能、機能の確認		(○)	(○)	
3	機能を維持するための確認		○	(○)	

※(○)については実施しない。発動発電機(庁舎屋上)については「3 機能維持確認」のみを実施。

〔個別点検〕41-1 環境点検(観測所局舎・中継所局舎)

P 104

点検概要		点検周期			備考
環境点検		3ヶ月毎	6ヶ月毎	12ヶ月毎	
1	局舎屋外における外観点検		○		建物の状況等 配線・トイレ状況等 排水溝・ルーフドレイン清掃 局舎内外整理、整頓。清掃
2	局舎屋内における外観点検		○		
3	局舎内外の清掃		○		

雨量観測局の観測環境調査に係る特記仕様書

第1条 総則

本仕様書は、鳥取県が実施する「雨量観測局の観測環境調査」に適用する。

本業務の履行に当たっては、別添「観測所の写真撮影方法」及び本仕様書に定めるところによるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、鳥取県が管理する雨量観測所について、「観測所の写真撮影方法」に基づき機器周辺の障害物の有無を確認し、正確な観測を行うための適切な設置環境を保持することを目的とした調査を実施するものである。

第3条 業務場所

鳥取県が管理する雨量観測局とし、今年度実施する観測局は以下の観測局とする。

・倉吉 ・木地山 ・大谷 ・広瀬 ・鉢伏山 ・三朝 ・福富
・瀬戸・北尾・松崎・三本杉・公文・浦安・八幡 計7観測局

第4条 業務内容

業務の内容については以下のとおりとする。なお、実施については雨量観測局の定期点検と併せて実施することを想定している。

- 1 別添「観測所の写真撮影方法」に基づき、各雨量観測局において、原則以下の7枚の写真撮影を行う。

(写真撮影箇所)

①～④：測器付近から東西南北の4方向、⑤：測器付近から天空方向（※魚眼レンズで撮影）、⑥：測器全体、⑦：観測所全景

- 2 撮影した画像にはファイル名を次のように付け、観測所名のフォルダを作成し、その中に保存し、調査職員に電子データを提出する。

例：大手町_天空.jpg 大手町_水平.jpg 大手町_全景1.jpg 大手町_雨量計.jpg

第5条 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、調査職員との協議のうえ決定するものとする。

観測所の写真撮影方法

魚眼レンズを使う場合

周辺の樹木の様子など、観測所の設置環境がわかるよう、次の **2~4枚の写真** の撮影をお願いします。雨量観測所、積雪観測所とも撮影方法は同じです。

● 撮影していただきたい写真 ①~④

▼ 必須

- ・ 測器付近から **①天空方向**（画面の上が北を向くように）〔魚眼レンズ〕

▼ 同じカメラ・レンズであれば、どこか一箇所の観測所で撮影いただければOK

（レンズの特性を調べるための撮影です）

- ・ 測器付近から **②水平方向**（①を撮影した位置で水平方向=どの方位でも可）〔魚眼レンズ〕

▼ できれば撮影

- ・ **③観測所全景** **④測器全体** 〔魚眼レンズ、または通常レンズによる横長画面〕

● カメラの種類と設定

- ・ **天空方向と水平方向は魚眼レンズ**で、その他はできるだけ広い範囲が写るカメラで撮影してください。
- ・ 可能であれば**GPS情報**を取り込んで撮影してください。



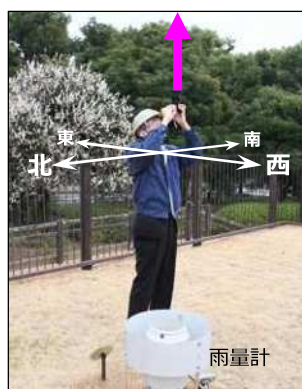
安全に気をつけていただき、くれぐれも無理のない範囲で撮影をお願いします

撮影のしかた

必須

写真① 測器付近から天空方向

- **魚眼レンズ**で撮影
- 測器の近くから、**天空方向**（真上方向）を撮影
- 撮影者が写り込まないように、カメラを**頭より高く**して、**できるだけ水平に**持つ
- 画面の上ができるだけ北を向くように



魚眼レンズで撮影します



雨量計の直上で撮影できないときには・・・

雨量計が、建物屋上や観測小屋の上、パンザマスト（鉄塔）などの上、崖の近くなどにあり、安全な撮影スペースを確保できない場合には、

- ・ **雨量計になるべく近く**
- ・ **周囲をある程度見渡せる**ところ

を選び、安全な場所で撮影してください。



複数の観測所で同じカメラ・魚眼レンズを使用する場合には、どこか一箇所で撮影いただければOKです

写真② 測器付近から水平方向

- 魚眼レンズで撮影
- 測器の近くから水平方向（横向き）に撮影（どちらの方向を向いてもかまいません）

※魚眼レンズの特性を調べるために使います。

同じカメラ・魚眼レンズを複数の地点の撮影で用いられる場合には、どこか一箇所の地点でのみ水平方向を撮影いただければ結構です。

ただし、レンズ内蔵カメラに簡易型の魚眼レンズを接続し、内蔵レンズのズーム特性が撮影のたびに変わるような場合には、地点ごとに水平方向の写真を撮影をしてください。



魚眼レンズで撮影します

できれば撮影

写真③ 観測所全景

- 観測所全体が写るよう、離れたところから撮影（1枚または数枚）
- 魚眼または広角で



できれば撮影

写真④ 測器全体

- 測器の近くから、測器全体を撮影
- 積雪計の場合には、センサーから地面まで全体が入るように
- 魚眼または広角で



雨量計の場合



積雪計の場合

画像ファイルの名前のつけ方

- 画像にはファイル名を次のように付け、観測所名のフォルダを作成し、その中に保存してください。

画像ファイル名：観測所名_撮影方向.jpg

例：大手町_天空.jpg 大手町_水平.jpg 大手町_全景1.jpg 大手町_雨量計.jpg

- 写真ファイルに含まれているEXIF情報が消えないよう、加工はしないでください。

EXIF 情報とは？

(EXIF : Exchangeable image file format)

EXIF 情報はデジタルカメラで撮影した際に画像ファイルに記録される情報です。カメラの製品名、撮影日、シャッター速度、焦点距離等が記録されます。

画像編集ソフトウェアで画像ファイルを加工すると、これらの情報が失われてしまうことがあります。

撮影ファイル (jpg 形式)



左のファイルの EXIF 情報 (一部)



上のファイルをペイントで加工し、png 形式で保存した画像ファイル



左のファイルの EXIF 情報
(EXIF 情報が消去されている)



業 務 概 要 書

1 業 務 名 鳥取県防災情報システム点検管理業務委託（中部管内設備）

2 業 務 場 所 倉吉市東巖城町外

3 履 行 期 間 令和8年3月25日限り

4 業 務 内 容 鳥取県情報防災システム点検（中部管内設備） 一式
定期点検
6ヶ月点検 2回
12ヶ月点検 1回

工種	種別	細別	項目	規格	単位	機器数	当初数量	備考
電気通信施設点検業務								
	保守点検(個別点検)							
		6ヶ月点検			回		2	
		整備局設備						
			テレメータ監視装置		基	1	1	S/N対向、受信入力電力確認 16局
			耐雷トランス		基	2	2	
			発動発電機		基	1	1	事務所屋上 「機能維持確認のみ」を実施
		中継局設備						
			u-V中継設備		基	1	1	
			環境点検		基	1	1	鉢伏山
		観測局設備						
			テレメータ観測装置		基	16	16	
			有線観測装置		基	5	5	
			雨雪量計		基	14	14	
			水位計		基	15	13	橋津川上流・下流は除く
			耐雷トランス		基	19	19	
			環境点検		基	19	19	
		12ヶ月点検			回		1	
		整備局設備						
			テレメータ監視装置		基	1	1	
			無停電装置		基	1	1	
			耐雷トランス		基	2	2	
		中継局設備						
			u-V中継設備		基	1	1	
		観測局設備						
			テレメータ観測装置		基	16	16	
			有線観測装置		基	5	5	
			積雪深計		基	4	4	光波
			気温計		基	4	4	
			雨量計		基	14	14	
			水位計		基	15	13	橋津川上流・下流は除く
			直流電源装置		基	19	19	
			耐雷トランス		基	19	19	
	雨量観測局環境調査							
			雨量観測局環境調査		局	14	7	2年に1度